

第3章 景観づくりの基準



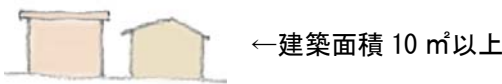
第3章 景観づくりの基準

1. 届出対象行為

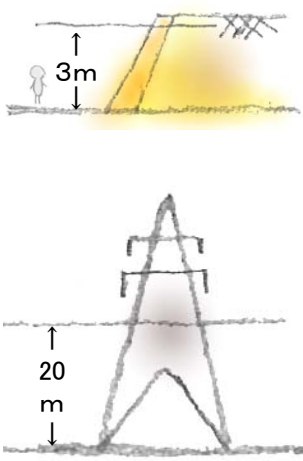
本町においては、必須届出対象行為である建築物・工作物の建築・建設及び開発行為については、特段の事情がない限り、届出対象行為とします。

選択可能な届出対象行為については、「土地の形質の変更」、「木竹の植栽又は伐採」、「屋外における物件の堆積」を対象とします。

(1) 建築物

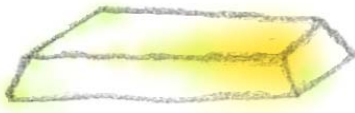
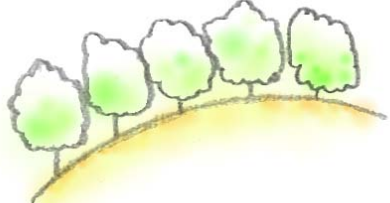
対象となる行為	対象となる規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為※ ¹ 】	○建築面積が 10 m ² を超える建築に関する行為 ○上記に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が 1 / 2 を超えるもの 

(2) 工作物

対象となる行為	対象となる規模と種類
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為※ ¹ 】	○高さが 3.0m を超える擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの ○高さが 20m を超える電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもの ○上記以外の工作物で高さが 10m を超えるもの ○海面の区域で船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設で 50m を超えるもの ○海面の区域で高さが 5m を超えるもの ○上記に係る工作物の外観の変更の範囲が 1 / 2 を超えるもの 

※1：特定届出対象行為⇒景観法第17条第1項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者については、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができません。（変更命令）

(3) 開発行為及びその他の行為

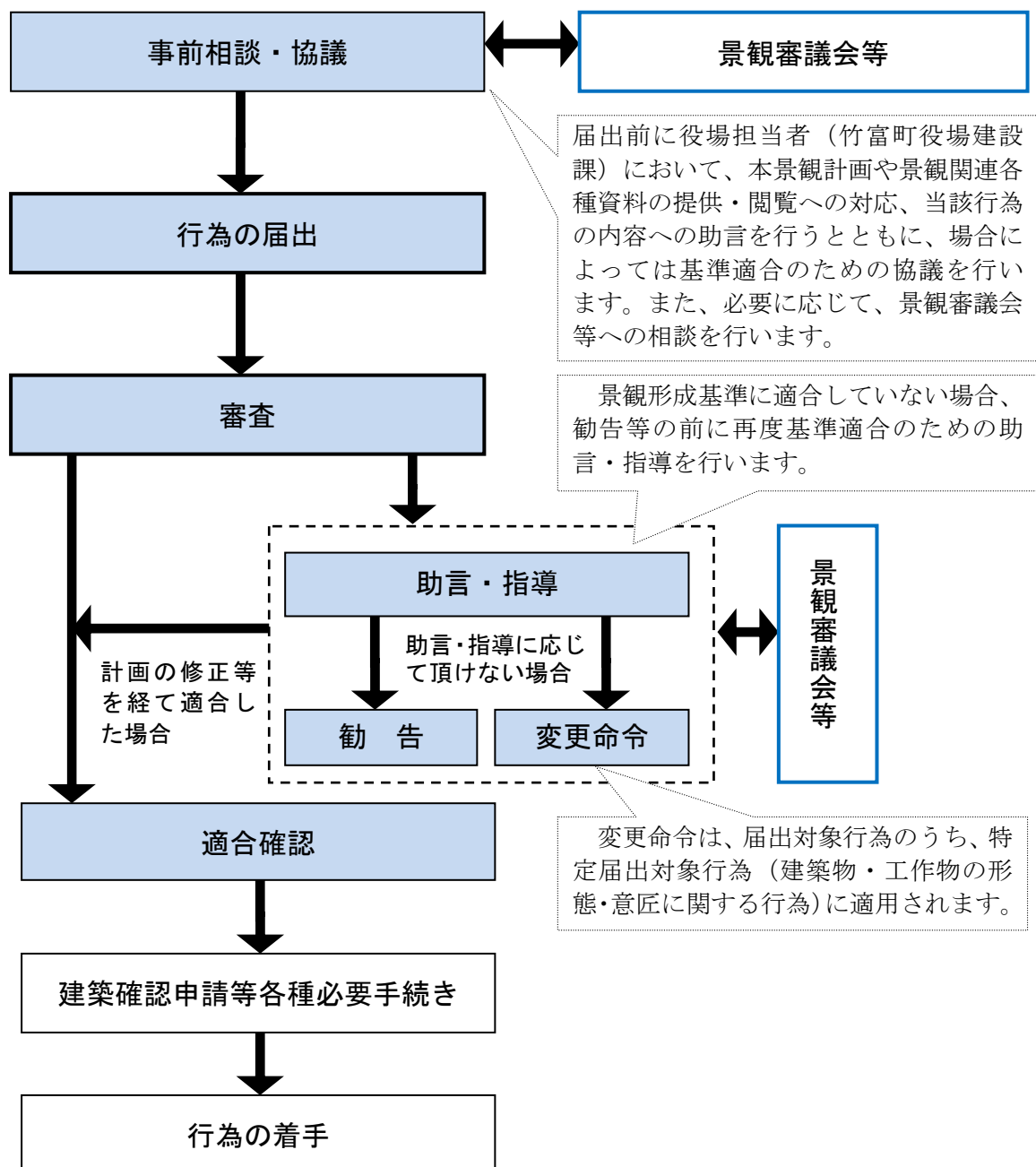
対象となる行為	対象となる種類と規模
1) 開発行為 2) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更	○土地の面積が 500 m²を超えるもの若しくは高さ 3.0m を超えのり面が生じるもの 500 m²以上 
3) 木竹の伐採	○土地の面積が 500 m²を超えるもの。但し、枯損した木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く 500 m²以上 
4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○堆積の高さが 3.0m 以上若しくは土地の面積が 500 m²以上で、堆積の期間が 90 日以上のもの ↑ 3m ↓ 

2. 手続きの流れ

届出の対象となる行為を行おうとする者は、行為の着手前に届出を行います。届出後、30日間、又は、特定届出行為で実施調査等が必要な場合には90日以内、基礎工事を除き当該行為に着手することができません。一方、町では次頁以降に示す景観形成基準に沿って「審査」し、基準に適合していない場合には「勧告」又は「変更命令」を行います。

本計画の効果的かつ円滑な運用を図るため、本町では行為の届出の前に「事前相談・協議」を行うとともに、基準に適合していないものに対する勧告等の前に、再度「助言・指導」を行うこととします。

図一 手続きの流れ（竹富町役場建設課への手続き）



3. 景観形成基準設定の考え方

建築物、屋敷囲いや屋外設備など建築物と一体となって設置する工作物の外観は、地域の良い景観形成を図る上で最も重要な要素となっており、地域の特性に応じた規制・誘導を図ることで、島々の個性豊かな景観づくりにつながると考えます。このため、建築物に係る景観形成基準は、地区区分ごとに設定するとともに、集落景観保存地区については地域ごとの景観形成基準を設定します。

一方、単独で設置される工作物、開発行為、土地の形質の変更等に関する基準については、町内一律の基準とします。

地域の特性や基本方針等を踏まえつつ、弾力的に誘導するための定性的な基準を定めるとともに、一部の項目については数値基準を設定することで、より明確な判断が行えるようにします。

4. 景観形成基準

(1) 建築物（建築物と一体となって設置する工作物を含む）

1) 集落景観保存地区

①竹富島

竹富島については、「竹富町歴史的景観形成地区条例」及び「竹富島景観形成マニュアル」に基づいた整備を行うこととします。以下にその基本内容を抜粋したものを整理します。

	景観形成基準	
	伝統的様式の外観を持つ屋敷	伝統的建造物以外の建物
高さ・配置・敷地規模等	①建物の構造は木造とするとともに、高さは平屋とする。 ②伝統的様式に応じた軒高・軒の出の範囲で、垂木・野地板をみせることとする。 ③建築物の配置は、伝統的な主屋、トーラの配置パターンを基本とし、ゆとりある前庭を設けることとする。 ④敷地については、伝統的な規模と様式を基本とする。	①建築物の高さは平屋とする。 ②軒は周辺の伝統的な様式と調和のとれた範囲で野地板をみせることとする。 ③建築物の配置は、伝統的な主屋、トーラの配置パターンを基本とし、ゆとりある前庭を設けることとする。 ④敷地については、伝統的な規模と様式を基本とする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は寄棟（4.5～6寸勾配）とし、素材は琉球赤瓦葺き又は茅葺とする。	①建築物の屋根の形状は寄棟（4～6寸勾配）とし、素材は琉球赤瓦葺き又は茅葺とする。 ②屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行う。

	景観形成基準	
	伝統的様式の外観を持つ屋敷	伝統的建造物以外の建物
色彩	①建築物の外壁は板壁とする。	①建築物の外壁は、伝統的な集落景観になじむよう、板張付け（無着色）とする。
敷地内の緑化、屋敷囲い（垣・柵）等	①屋敷林は在来種（フクギ等）を主とする。 ②屋敷囲いは、サンゴ石灰岩の野面積みとする。 ③マイヤシ（ヒンプン）は、サンゴ石灰岩野面積み又は生垣との組み合わせとする。	①敷地内は緑化するものとし、敷地内にフクギ等の樹木がある場合は、できる限り保全・活用を行う。 ②屋敷林は在来種（フクギ等）を主とする。 ③屋敷囲いは、サンゴ石灰岩の野面積みとする。 ④マイヤシ（ヒンプン）は、サンゴ石灰岩野面積み又は生垣との組み合わせとする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこととする。	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこととする。



②黒島

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として3階以下かつ12m以下とする。 ②建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は、勾配屋根とすることが望ましい。
色彩	①建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 ②建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとする。
敷地内の緑化、屋敷林、屋敷囲い（垣・柵）等	①敷地内は緑化するものとする。 ②敷地内にフクギ等の樹木がある場合は、できる限り保全・活用するものとする。 ③既存のフクギ等の屋敷林及び石積みは、保全・活用するものとする。 ④屋敷囲いはできる限り石積み又は生垣とし、ブロック等の人工物を設置する場合には、緑化等により修景するものとする。 ⑤屋敷囲いの高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とする。但し、防災上の観点から必要と認められる高さについてはこの限りではない。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこととする。



③小浜島

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは13m以下とする。 ②建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は、勾配屋根とすることが望ましい。 ②屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うものとする。
色彩	①建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調する。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 ②建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとする。
敷地内の緑化、屋敷囲い（垣・柵）等	①敷地内にフクギ等の樹木がある場合は、できる限り保全・活用するものとする。 ②既存のフクギ等の屋敷林及び石積みは、保全・活用するものとする。 ③屋敷囲いの高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から2.0m程度とする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこととする。



④西表島

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として、大原地区、大富地区においては4階以下かつ13m以下、その他の地区においては3階以下かつ12m以下とする。 ②建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。 ③地形を活かした建築物等の配置を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は、勾配屋根とすることが望ましい。 ②周辺の景観との調和に配慮し、光を反射する素材は用いないものとする。
色彩	①建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 ②建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとする。
敷地内の緑化、屋敷囲い（垣・柵）等	①敷地内は緑化するものとする。 ②既存のフクギ等の屋敷林及び石積みは、できる限り保全・活用するものとする。 ③屋敷囲いはできる限り石積み又は生垣とし、ブロック塀等の人工物を設置する場合には、緑化等により修景するものとする。 ④屋敷囲いの高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.0m程度とする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこととする。



⑤新城島

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として平屋かつ8 m以下とする。 ②建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は、原則として勾配屋根とする。 ②屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うものとする。
色彩	①建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 ②建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとする。
敷地内の緑化、屋敷囲い（垣・柵）等	①敷地内は緑化するものとする。 ②敷地内にフクギ等の樹木がある場合は、できる限り保全・活用するものとする。 ③既存の屋敷林及び石積みは、保全・活用するものとする。 ④屋敷囲いは、生垣又は石積みとする。 ⑤石積みを設置する場合の高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこととする。



⑥鳩間島

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として2階以下かつ10m以下とする。 ②建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は、勾配屋根とすることが望ましい。 ②屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うものとする。
色彩	①建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 ②建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとする。
敷地内の緑化、屋敷囲い（垣・柵）等	①敷地内は緑化するものとする。 ②敷地内にフクギ等の樹木がある場合は、できる限り保全・活用するものとする。 ③既存のフクギ等の屋敷林及び石積みは、保全・活用するものとする。 ④屋敷囲いはできる限り石積み又は生垣とし、ブロック塀等の人工物を設置する場合には、緑化等により修景するものとする。 ⑤屋敷囲いの高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこととする。



⑦波照間島

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として3階以下かつ12m以下とする。但し、フクギ屋敷林が周辺にある場合は、その高さを超えないものとする。 ②建築物や工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は、勾配屋根とすることが望ましい。 ②周辺の景観との調和に配慮し、光を反射する素材は用いないものとする。 ③屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うことが望ましい。
色彩	①建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 ②建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとする。
敷地内の緑化、屋敷囲い（垣・柵）等	①敷地内は緑化するものとする。 ②敷地内にフクギ等の樹木がある場合は、できる限り保全・活用するものとする。 ③既存のフクギ等の屋敷林及び石積みは、保全・活用するものとする。 ④屋敷囲いはできる限り石積み又は生垣とし、ブロック塀等の人工物を設置する場合には、緑化等により修景するものとする。 ⑤屋敷囲いの高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこととする。



2) 島の玄関景観形成地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として平屋かつ8m以下とし、周辺の景観と調和するよう配慮し、当該建築物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。また、空港施設については航空法に準ずるものとする。 ②建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は、伝統的な家屋形態との調和を図るため、寄棟（4～6寸勾配）とし、素材は琉球赤瓦葺きとする。 ②周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いないものとする。 ③屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うものとする。
色彩	①建築物の外壁等に用いる色彩は周辺の景観に配慮し、できるだけ落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩や、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。
敷地内の緑化	①敷地内はできる限り緑化するものとする。
垣・柵	①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは施設の維持管理に支障のない範囲で、できる限り低く抑えることとする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこととする。但し、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。

3) 原生自然景観保全地区

※自然公園法施行規則第11条に則った建築物の整備を行うこととする。但し、特別保護地区及び第1種特別地域では、原則として建築物の設置はできない。

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として竹富島においては平屋かつ8m以下、その他の地域においては2階以下かつ10m以下とし、緑の稜線を乱さないよう高さ・配置に配慮することとする。 ②建築物等の配置は、山並みの景観や海への眺望景観を阻害しないよう配慮することとし、建築物等が大規模となる場合は、自然景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は勾配屋根とし、山並みや稜線等、周辺の景観と調和するよう配慮することとする。 ②木材や石材等の自然素材を用いる等、周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いないものとする。 ③屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うものとする。
色彩	①建築物の外壁は、周辺の自然景観になじむ色彩（マンセル値：色相Y R～

	Y、明度8以上、彩度3以下)とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものについては、この限りではない。
敷地内の緑化	①敷地内は敷地面積の60%以上の緑化を行うとともに、周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこととする。 ②屋外の駐車場は、できる限り緑化するものとする。
垣・柵・塀	①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこととする。

4) 自然景観保全地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として竹富島、新城島においては平屋かつ8m以下、その他の地域においては2階以下かつ10m以下とし、緑の稜線を乱さないよう高さ・配置に配慮することとする。 ②建築物等の配置は、山並みの景観や海への眺望景観を阻害しないよう配慮することとし、建築物等が大規模となる場合は、自然景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は伝統的な家屋形態との調和を図るため、寄棟(4～6寸勾配)、素材は琉球赤瓦葺きを基本とし、山並みや稜線等、周辺の景観と調和するよう配慮することとする。 ②周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いないものとする。 ③屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うものとする。
色彩	①建築物の外壁は、周辺の自然景観になじむ色彩(マンセル値:色相YR～Y、明度8以上、彩度3以下)とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものについては、この限りではない。
敷地内の緑化	①敷地内は敷地面積の60%以上の緑化を行うとともに、周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこととする。 ②屋外の駐車場は、できる限り緑化するものとする。
垣・柵・塀	①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこととする。

5) 農地景観形成地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として平屋かつ8 m以下とする。但し、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。 ②建築物等が大規模となる場合は、周辺の農地景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は、背景の山並みや農地景観と調和するよう、できる限り勾配屋根とする。
色彩	①建築物の外壁は周辺の景観に配慮して、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。

6) リゾート景観創造地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは原則として竹富島においては平屋かつ8 m以下、その他の地域においては、4階以下かつ13m以下とする。 ②建築物等が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠	①建築物の屋根の形状は伝統的な家屋形態との調和を図るため、寄棟（4～6寸勾配）、素材は琉球赤瓦葺きを基本とし、山並みや海岸景観等、周辺の景観と調和するよう配慮することとする。 ②周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いないものとする。 ③屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うものとする。
色彩	①建築物の外壁に用いる色彩は周辺の景観に配慮し、できるだけ落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられる外壁や、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩については、この限りではない。
敷地内の緑化	①敷地内はできる限り緑化するものとする。 ②屋外の駐車場は、できる限り緑化するものとする。
垣・柵・塀	①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5 m以下とする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこととする。但し、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。

(2) 工作物

景観形成基準	
高さ・配置	①工作物の高さは、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。 ②工作物の高さは地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑えるものとする。 ③工作物を設置する際には、緑の稜線や周辺の地形を乱さないよう、高さ・配置に配慮することとする。 ④工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
形態・意匠・色彩	①地域を代表する文化資源や、昔ながらの町並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気을 阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮することとする。 ②緑の稜線や傾斜地の斜面等、地域の地形になじむよう、形態・意匠・配置に配慮することとする。 ③垣・柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用するとともに、ブロック塀等の人工物を設ける場合は、緑化する等、周辺景観との調和に配慮することとする。 ④携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮することとする。 ⑤周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けることとする。 ⑥工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとする。
緑化等	①大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努めるものとする。 ②敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこととする。 ③屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこととする。

(3) 開発行為

景観形成基準	
地形、擁壁・のり面	①できる限り行為前の地形を活かしたものとする。 ②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化する等の工夫を行うこととする。 ③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めることとする。
緑化	①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自

	然の状態に残すこととする。 ②当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化することとする。
--	---

（４）土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

景観形成基準	
採取・採掘方法等、変更後の措置	①採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめるものとする。 ②採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景するものとする。
地形、擁壁・のり面	①開発行為における景観形成基準に準ずることとする。
緑化	①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこととする。 ②植栽を行う際には在来種を活用する等、周辺の自然植生に配慮するものとする。 ③墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景するものとする。

（５）木竹の伐採

景観形成基準	
伐採方法等、伐採後の措置	①伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめるものとする。 ②伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないように、植栽等で遮へいするものとする。 ③植林を行う際には在来種を活用する等、周辺の自然植生に配慮することとする。

（６）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準	
高さ・位置・遮へい	①積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑えるものとする。
堆積の方法	①堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛けるものとする。

